平成３０年（フ）第１５号
大分県豊後大野市千歳町長峰2222番地４
破産者　大塚　豊治
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３２号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山90－８、住民票上の住所青森県上北郡東北町字保戸沢家ノ前81番地
破産者　細井　雄大
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
岩手県一関市大東町猿沢字町方28番地１、前住所岩手県北上市柳原町５丁目１番43号　ステーションパーク柳原Ｘ棟202号
破産者　及川　　智
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１８５号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1037
破産者　桜ハウスデザインこと　桜庭　一功
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０７号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越377番地２　ロマネ榎本202号
破産者　髙木　勝利
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７０号
横浜市港北区小机町1489番地１　フェルミエ小机　301号
破産者　大門　陽一
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２８号
横浜市南区睦町１丁目29番地５　レオパレスクレエ104
破産者　石田　康夫
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６６号
神奈川県藤沢市善行６丁目７番６号　アーバン善行202
破産者　岡戸　秀仁
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０号
新潟市東区上木戸２丁目22番41号　みよしハウス33号室、前住所新潟市東区小金台９番12号　エトワール小金台202号
破産者　山崎　久宗
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
石川県能美市下ノ江町未172番地
破産者　松上　武靖
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第８９号
石川県能美市山口町ホ41番地３、従前の住所北海道広尾郡大樹町二条通13番地　カウベルハイツＣ棟201号室
破産者　中田　博紀
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１６号
長野県大町市大町3346番地
破産者　横澤　　晃
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１８号
長野県松本市寿北３丁目７番34号　メゾンカサイ201号室
破産者　山村　佳久
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１９号
長野県松本市寿北３丁目７番34号　メゾンカサイ201号室
破産者　山村　光子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４０７号
岐阜市長良3043番地６　（セーラムシティ307号）、前住所岐阜市福光東２丁目３番２－101号　（グリーンハイツ福光）
破産者　内田建創こと　内田孝一郎
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０３号
愛知県豊田市永覚新町１丁目93番地２、前住所愛知県豊田市瑞穂町３丁目49番地１
破産者　鈴木　裕二（旧姓山下）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
名古屋市東区東大曽根町33－24　第３百合ビル４Ｂ、住民票上の住所愛知県知立市宝３丁目２番地４
破産者　小島　充久
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係